



ということを言つたわけですが、その書類が何たるかが説明できなければ、佐川氏の証言は根拠を失うわけでございます。

もう一つ、佐川氏は、政治家の関与がない証拠として、不動産鑑定士に基づく土地の売渡しであつたのでというふうに言つております。

会計検査院に伺います。

佐川氏の不動産鑑定に基づく土地の売渡しの価格は適正であったことについて、会計検査院は認めますでしょうか。

○余計検査院長(河戸光彦君) 三月二十七日の証人喚問において証人がどのような趣旨で発言したかにつきましては、会計検査院として承知しているところではございません。

土地の売払いについて申し上げれば、会計検査

院は報告書において、地下埋設物撤去・処分概算

額八億一千九百七十四万余円は、算定に用いていたものとなつていて、本件処分費の単価の詳細な内容等を確認することができなかつたりなどしておらず、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められる記載しているところでございます。

○小西洋之君 今の答弁、要すれば、売渡しの最終価格について、会計検査院は適正性の根拠を持つてないといふことによろしいでしょうか。

○説明員(芦田直行君) お答え申し上げます。

土地の売払いについて申し上げれば、本件処分費の単価の詳細な内容を確認することができなかつたりしており、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められるといふ記載しているところでございます。

○小西洋之君 またこれで総理夫人等の関与がないといふ佐川証言の答弁の根拠が失われました。問題になつてるのは、土地の売渡しの最終金額でございます。最終金額については、佐川証人は何も言つておりません、不動産鑑定のことだけを言つてゐるわけでございます。しかし、その最

終金額は適正なものではないといふ会計検査院の判断があるわけでございます。

財務省に伺います。

ファイルにある電子ファイルですね、電子ワード検索掛け、その文書が存在するか野党合同比アーリングでお願いしていますけれども、調査はしていただいていますでしょうか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、応接録なり交渉記録なりといったものも含めて他の文書がないかということについて、この十四の決裁文書のこと一段落付けた上できちんとやらなければいけないと申し上げております。

その上で、今委員の御指摘は、そういう過程においてどうやって調べるかということのキーワード検索というお話をありました、その調べ方の一つを御示唆いただいたものといふに承知をしておりますので、それも含めて調べると、いろんな形でとにかく調べられるものを探べるという決意で臨みたいと思つております。

○小西洋之君 委員会要求をお願いいたします。

私は、かつて総務省で働いていたんですけども、行政文書のサーバー等ですね、この森友、昭恵といったようなキーワードで検索すれば、それが含まれている全ての文書があつて、それで

平成二十九年三月六日に、森友学園への国有地

売却等につきまして、参議院から、憲法第六十二

条に基づく国政調査権の行使として国会法第三百五

条の規定に基づき会計検査院に対して検査及びそ

の報告要請がなされ、会計検査院は、会計検査院

法第三十条の三に基づき検査を行い、同年十一月

二十二日に参議院議長に報告書を提出したもので

ござります。

○小西洋之君 では、今日の更なる本題に進めさせていただきたいと思います。

この改ざん問題ですけれども、論点は二つでござります。一つは真相解明、今行つたものでござります。もう一つは、そもそもこの改ざんが、我が国の国民主権及び議院内閣制をじゅうりんす

います。

参議院事務局にお願いをいたします。

昨年三月二日の本委員会における委員会の資料提出要求及び三月六日の検査院の検査要請の経緯と法制上の位置付けについて答弁をください。

○事務総長(郷原悟君) お答え申し上げます。

平成二十九年三月二日の参議院予算委員会におきまして、委員から、森友学園に対する国有地売却に関し、近畿財務局を含む財務省において作成された決裁文書及びその関連文書の提出要求がな

されたことを踏まえまして、予算委員会理事会協議を経て、予算委員長より政府に提出要求がなされたものと承知しております。また、この予算委員長による提出要求は、参議院委員会先例二八一、報告文は記録の提出要求に関する例に基づき、憲法六十一条に定める国政調査権の行使である国会法第一百四条による成規の手続を省略して行われたものと承知しております。

次に、三月六日に行われました会計検査院に

する検査要請の件について御説明申し上げます。

平成二十九年三月六日に、森友学園への国有地

売却等につきまして、参議院から、憲法第六十二

条に基づく国政調査権の行使として国会法第三百五

条の規定に基づき会計検査院に対して検査及びそ

の報告要請がなされ、会計検査院は、会計検査院

法第三十条の三に基づき検査を行い、同年十一月

二十二日に参議院議長に報告書を提出したもので

ござります。

○委員長(金子原二郎君) 速記を起してください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の妨害といふことですが、結果として審議を妨げることになつた

ということについてはそのとおりだと思っており

ます。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕  
○委員長(金子原二郎君) 速記を起してください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の妨害といふことですが、結果として審議を妨げることになつた

ということについてはそのとおりだと思っており

ます。

○小西洋之君 では、その妨害とは、憲法六十二

条及び国会法の趣旨に反する行為を内閣として

行つた、政府として行つたという認識でよろしく

であります。

○小西洋之君 では、その妨害とは、憲法六十二

条及び国会法の趣旨に反する行為を内閣として

行つた、政府として行つたという認識でよろしく

であります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法令上のこの認識

については、今私はここで申し上げることはでき

ません。

○小西洋之君 いや、憲法解釈を聞いております

ので、答えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 憲法上の解釈にお

いては法制局で解釈をいたしますので、法制局か

ら答弁をさせます。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 憲法第六十二条

おりますが、財務省の決裁文書を書き換えた問題におきましては、国民の皆様の政治に対する信頼を覆す、損ねる事態となつていて責任を感じております。

また、国会の御要請に対してもそうした事実では行政の長としてその責任を感じているところでございます。



じております。

○小西洋之君 改ざん文書に基づく説明、そして論戦、それがなぜ選挙の正統性を与えることになるのか、答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 基本的にこの改ざん文書、改ざんされた中身は、私が答弁していたことをたがえるものではなかつた、このように承知をしているところでございます。

そして、国会の、国会というか、党首討論会においてもテレビの討論会においても、この問題は多く時間を費やしたわけでございます。その中で、私ども、有り難いことに多くの票をいただきました、政権を維持せよと国民の声をいただいたわけでもございまして、まさにこの国民の声に応えていく」とこそが私の責任であろうと、このように重く受け止めているところでございます。

○小西洋之君 今おつしやった選挙のときの説明が国民の期待に応える中身を持つた説明だつたかどうかについて答弁ください、見解を。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) わよつと今、御趣旨がよく分からんんですね、説明も含めて、総説明も、説明も含めてですね、説明も含めて、総体的な判断で私たちに多数を与えていただいたと、大変有り難いことだと思つておりますし、その責任を果たしていくことが求められていると、このように思つております。

○小西洋之君 内閣法制局長官、憲法前文において國民主権及び間接民主制の原理についてうたつてある規定を、一段の後段のところを読み上げてください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の部分です、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」ということです。

○小西洋之君 改ざん文書を基にした国会論戦、そして國民への説明、その下の選挙がこの今の憲

法前文の國民の嚴肅な信託に該当するのか、安倍総理の見解をお願いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この文書の改ざん問題において國民の信頼を揺るがす事態となつてゐることについては責任を痛感しておりますし、國民の皆様にはおわびを申し上げたいと思いま

す。

さきの総選挙は正統な選挙であり、正統な選挙でまさに私たちが多くの得票をいただき政権を維持できたと、このように考えております。

○小西洋之君 改ざんがあつても正統な選挙を考

える、その理由をもう一度御答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、先ほどそ

れは、もう度々申し上げておりますが、改ざんの

中身については私が国会で述べたことをたがえる

ものではないと、このように考えております。

いずれにせよ、国会、その解散そのものが正統なものではないという御指摘をされるんではあれ

ば、衆議院議員全員がそれは正統な、正統性を失

うといふことであり、選挙のやり直しといふこと

になつてしまつわけでございますが、私はそのよ

うには考へていらないといふことでございます。

○小西洋之君 改ざんが発覚してから内閣支持率

が大きく下がつていていますが、それでも正統性のある選挙だつたといふふうにお考へでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 内閣の支持率があることは、改ざんがその時々の支持率は、選挙が無効であつたか有効であつたということには全く関係ないといふふうにお考へでしようか。

○小西洋之君 参議院事務総長にお願いをいたしました。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) お尋ねにつきま

すね、一日の委員会と単純に合計いたしますと、五十五件でございました。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。

十七日の時点で検索いたしましたところ、本会議二十一回、委員会等百十九回、合計百四十回と計百五十七回となつております。次に、衆議院につきましては、衆議院の資料によりますれば、昨二十七日の時点で検索した結果として、本会議二十二回、委員会等百三十七回、合計百五十六回、合計二百九十一回となります。

質問主意書の御質問ございましたが、参議院における質問主意書につきましては、森友学園に関する事項について答弁を求めるものは昨日の時点で十六件が提出されております。

次に、衆議院につきましては、衆議院の資料によりますれば、森友の文言を本文に含むものとし

て昨日時点で三十九件が提出されております。

参議院と衆議院單純に合計いたしますと、五十五件でございました。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。

今的事務総長の答弁は、本日のような委員会で

すね、一日の委員会と単純に合計いたしますと、五十五件でございました。

○小西洋之君 参議院事務総長にお願いをいたしました。

安倍内閣が行つたことは、本予算委員会だけではなくて、衆参の国会全体を欺き、そして国会の審議を空転し妨害させた暴挙であり、安倍内閣は議院内閣制の下で国会による内閣監督の機能の表れであると考へているとしているところでございます。

○小西洋之君 安倍総理、一百九十七回の本会議、委員会、衆参にわたる審議のその前提を改ざん文書によつて毀損した、それは我々国會議員の内閣に対する監督責任を、それを妨害した行為だ

といふふうにお考へはありませんか。内閣総辞職をするべきではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 妨害という認識については、先ほど横畠長官から答弁をさせていた

だいたとおりでござります。

よつて、私は、いずれにいたしましても、まさ

に選挙でお約束したことを見つかり誠実に実行していくことこそが私の國民に対する責任であるう

と、このように考へております。

○小西洋之君 全く本質が理解されていない方でございますが、なぜこのような改ざん事件が起き

は、選挙においてそれはしないと言つたことを行つていくこと、これは確実にやりますよと言つたことを全くやらないことではないかと、こう思つたことを次第でございます。そして、その結果は次の選挙で国民の皆様に判断されるということではない

こと、このように思つております。

○小西洋之君 三百九十七回の本会議、委員会で森友学園が審議された、そして、それを改ざん文書によつて妨害をしていました。内閣としての責任を感じないんでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 妨害をしていたと

いうことについては、先ほどや、こちら側の法制局長官からもお答えをさせていただいたとおりでござります。

○小西洋之君 内閣法制局長官、議院内閣制の下の我々国會議員の内閣に対する質疑の趣旨について答弁ください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) お尋ねにつきましては、例えは、平成二十六年十一月二十八日付けの小西洋之参議院議員に対する政府答弁書において、国会での審議の場における国會議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下で国会による内閣監督の機能の表れであると考へているとしているところでございます。

○小西洋之君 安倍総理、一百九十七回の本会議、委員会、衆参にわたる審議のその前提を改ざん文書によつて毀損した、それは我々国會議員の内閣に対する監督責任を、それを妨害した行為だ

といふふうにお考へはありませんか。内閣総辞職をするべきではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 妨害という認識については、先ほど横畠長官から答弁をさせていた

だいたとおりでござります。

よつて、私は、いずれにいたしましても、まさ

に選挙でお約束したことを見つかり誠実に実行していくことこそが私の國民に対する責任であるう

と、このように考へております。

○小西洋之君 全く本質が理解されていない方でございますが、なぜこのような改ざん事件が起き



ではなく、これはもう御承知のように、最高裁砂川判決にこのようにあります。我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、國家固有の権能として当然のことと言わなければならぬと述べています。このように、四十七年見解における基本的論理とは、最高裁判決で示された見解と全く同じ考えに立っているということを申し上げておきたいと、このように思います。

その上で、昭和四十七年当時の安全保障環境に照らせば、基本的な論理に当てはまる場合というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるというのが当時の事実認識であったわけであります。ここは共有できるんだろうと思いません。

ところが、現在は当時と状況が違う。例えば、北朝鮮が彈道ミサイルを保有しており、核兵器の開発も行っているということ、他方、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段も当時は、当時はなかつたわけであります。北朝鮮が今は保有していますが、当時は保有していない、弾道ミサイルも保有していない。同時に、当然それに対抗し得るこちら側のミサイル防衛もない。また、同盟国である米軍の兵力数は現在に比べるかに強大であったわけでございます。

この大きな変化の中において、我々はこの昭和四十年当時からは想像も付かないほど変化をしており、当然その中においては当てはめが変わってくるということになります。ここは大切な論点であり、私はこの論点はもう何回も何回も、この平和と安全法制の議論については御紹介をさせていたいたいところであります。

脅威がどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になつて今はいるわけであります。それも当時とは違つてあります。ものはやどの国も一国ののみではなく、自國の安全を守れないという時代になつてゐることの中において、半世紀にわたる安全保障環境の大きな変化を踏まえ、基本的論理に基づく

必要な自衛の措置とは何かを考え抜いた結果、新三要件の下、我が国の存立を全うし、国民を守るために限定的な集團的自衛権の行使が許容されると判断するに至つたものであります。

つまり、基本的論理は変えずに、この大きな変化、安全保障的な環境が変わった中において当てはめを行つたと、新たに当てはめを行つたというのが政府がこの平和安全法制において述べてきた論理でございます。

○小西洋之君 吉國長官が作るきつかけの四十七年の答弁で、個別の自衛権しかできない、集団的自衛権は違憲であると述べておるわけですから、集団的自衛権を許容する九条の基本的な論理はこの中に入るわけがないわけでござります。

もう一度答弁ください。なぜ基本的な論理がこの四十七年見解の中にあるんでしょうか。四十七年見解の解釈の改ざんをやつているのではないでしようか。

（内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば吉國氏よ、

せんので、せめて決意を伺わせてください。  
もし安倍内閣の主張、この四十七年見解の中には  
基本的な論理、集団的自衛権を許容する基本的な論理  
が存在しないのであれば、安倍総理は内閣總理大臣及び国会議員を辞職する、自衛隊と国民の命に懸けて辞職する、そのことを答弁ください。  
○内閣總理大臣(安倍晋三君) 新三要件を含む平和安全法  
制は、国会において多数を得て、言わば手続を取つて成立したものであると、このようにに  
承知をしています。

○小西洋之君 吉國長官が作るきっかけの四十七年の答弁で、個別の自衛権しかできない、集団的自衛権は違憲であると述べておるわけですから、の四十七年見解の中にあるんでしょうか。四十七年見解の解釈の改ざんをやつているのではないで、中に入るわけがないわけでございます。  
もう一度答弁ください。なぜ基本的な論理がこの四十七年見解の中にあるんでしょうか。四十七年見解の解釈の改ざんをやつしているのではないで、中に入るわけがないわけでございます。  
○内閣總理大臣(安倍晋三君) 言わば吉國氏は、四十七年の安全保障環境と現在を比べることは当然できないわけであります。それをできるのは私たちです。できるのは私たちであつて、当時は、まさにこれは、北朝鮮は弾道ミサイルも保有していない、核の能力も今とは全然違つわけであります。かつ、それを落とす能力、ミサイル防衛能力を、言わば、も当時はない、今はある。そして、ミサイル防衛能力を發揮する上においては、日米の連携がそもそも必要であります。ミサイルディフェンスというのはそういうものであります。米国からの、米国から、言わば、の早期警戒衛星がしっかりと発見しという中においてミサイル防衛を行つていくわけでございますが、その中で米国とのイージス艦とともにそれは行う可能性というのも十分にあるわけであります。

そうしたことは四十七年当時は起こり得ないのであります。しかし、その中で、我が国を守るために、これ新三要件が掛かっておりますから、我が国を守るために展開をしている、言わば米国のイージス艦が公海上で攻撃を受けるということは、我が国を守るために展開している防衛、このイージス艦の能力をミサイル防衛上必要としている中において、必要としている可能性もある中にいて、言わばここでしつかりとこのイージス艦を守るということを、ことにおいて限定的に三要件の中で集団的自衛権を使用するということは、最初に申し上げました基本的論理の中に当てはまると言えたところでござります。

○小西洋之君 三度聞いて全く答えていただけま

せんので、せめて決意を伺わせてください。

もし安倍内閣の主張、この四十七年見解の中には、基本的な論理、集団的自衛権を許容する基本的な論理が存在しないのであれば、安倍総理は内閣総理大臣及び国會議員を辞職する、自衛隊と国民の命に懸けて辞職する、そのことを答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 新三要件を含む和平安全法制は、国会において多数を得て、言わば手続を取つて成立したものであると、このように承知をしています。

○小西洋之君 安倍内閣が提出した閣法であります。基本的な論理が存在しないのであれば、内閣総理大臣、国會議員を辞職するという決意を答弁ください。決意がないんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 決意の根本についての認識が違うわけであります、言わば閣法として出した、しかし国会において御承認をいたしました、国民の代表である国会において御承認をいたいたと、このようく承知をしております。

○小西洋之君 合憲だという確証がないから決意を言えないんでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これはもう何回も答弁をさせていただいておるよう、これは合憲であると、こういふことでござります。

○小西洋之君 土地の売買について議員辞職、総辞職が言えるのに、なぜ違憲の問題について言えないのでしょうか。答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは全然事の事態が違うわけでありまして、あのとき答弁をさせさせていただいたように、言わば国有地払下げ等々に関わるというのは、当時私の考え方では、それに影響力を行使し、不正なことをやつた、あるいはお金をもつてやるというのが、これはあってはならないことであつて、そういうことがあれば当然辞職をするということを申し上げたわけでござります。

そして、この点につきましては、言わば平和安全法制の合憲性についてはもう既に何回も答弁をしているとおりで、総理大臣として答弁をしていま

るとおりでございます。

○小西洋之君 自衛隊員の命、国民の命に懸けて……

○委員長(金子原一郎君) 時間が来ております。  
○小西洋之君 違憲があるのであれば、内閣総辞職、そして議員辞職をすると答弁ください。それができないのであれば、自衛隊員に命を懸けて戦う、戦うことを常に言っておりますけれども、安倍総理は自衛隊員、国民に対して立場がないとうふうに思います。決意を答弁ください。

○委員長(金子原一郎君) もう時間が来た後だから。

(拍手)

以上で小西洋之君の質疑は終了いたしました。